

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬の決定基準)

第4条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表第1」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その総額を記載した「別表第2」に基づき、監事の協議によって決定する。
- 3 常勤理事に対する役員賞与の金額は「別表第3」のとおりとする。
- 4 常勤理事に対する退職金は、「別表第4」に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するも

のとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、定額で支払う場合の非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の都度、支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付則 この規程は、本法人が公益認定される平成25年4月1日より施行する。

別表第1 常勤役員（理事）の報酬月額

理事長 50万円までの範囲内
常務理事 40万円までの範囲内
理事 30万円までの範囲内

別表第2 常勤役員（監事）の報酬

年間報酬総額 300万円の範囲内

別表第3 常勤役員の賞与（年間限度額）

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 3か月

別表第4 常勤役員退職金の算出要領

報酬月額に下表の勤続年数に応じた支給基準率を乗じる

勤続年数	支給基準率
1	1.0
2	2.0
3	3.0
4	4.0
5	5.0
6年以上	6.0